

千葉県環境審議会 鳥獣部会 議 事 録

日時 平成 23 年 9 月 2 日（金）
午後 1 時 58 分～3 時 10 分
場所 ホテルプラザ菜の花
4 階「楨」

目 次

1. 開 会	1
2. 鳥獣部会長あいさつ	2
3. 千葉県有害鳥獣・三番瀬担当部長あいさつ	2
4. 議事録署名人の指名	3
5. 議案審議	
議案第1号 平成23年度のニホンジカの狩猟について（案）	4
6. その他	14
7. 閉 会	15

1. 開 会

司会 定刻より少し早いですが、皆様お揃いいただきましたので、ただいまから千葉県環境審議会鳥獣部会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙中のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます県自然保護課の始関でございます。どうぞよろしく願いいたします。

当審議会は、千葉県環境審議会運営規程第9条により原則公開となっておりますが、議案によっては非公開にすることもできます。

本日の議案は公開でよろしいのではと考えておりますが、委員の皆様、御賛同いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

(傍聴者 入場)

司会 本日の部会につきましては、7月の委員改選後初めての部会ですので、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

まず、当部会の吉田部会長です。

次に、向かって右側の委員の方々を御紹介いたします。

木下委員でございます。

岡委員でございます。

鈴木委員でございます。

次に、向かって左の委員を御紹介いたします。

小野田委員でございます。

勝山委員でございます。

中村委員でございます。

安田委員でございます。

なお、羽山委員におかれましては、本日、急遽、所用のため欠席という連絡をいただいております。

続きまして、事務局について御紹介いたします。

庄司 有害鳥獣・三番瀬担当部長

玉井 自然保護課長

自然保護課の鈴木副参事兼鳥獣対策室長

ニホンジカ担当の村井副主幹です。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

- ・次第
- ・鳥獣部会出席者名簿
- ・座席表
- ・議案
- ・資料

を用意させていただいております。確認をお願いいたします。

本日の議事進行は、会議次第により進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の鳥獣部会は、部会委員数9名中8名の委員の出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことを報告させていただきます。

2. 鳥獣部会長あいさつ

司会 はじめに、吉田鳥獣部会長から御挨拶をいただきます。

吉田部会長 審議会におきまして部会長を仰せつかりました吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この鳥獣部会につきましては、審議会の際に「部会はどのくらい回数があるのですか」という話もありましたが、部会によっては少ないところもあるかもしれませんが、千葉県におきましては、本県に生息するニホンジカ、ニホンザル、あるいはイノシシという野生生物による農林業被害の問題もございますし、あるいは、キョン、アライグマ、カミツキガメといった外来生物による問題もございまして、本県はそういう面では、野生動物との関わり、共存、あるいは駆除ということも含めてどうしていくかということを検討しなくてはいけない課題がたくさんございますので、鳥獣部会というのは非常に重要な役割がございます。特に今年は、ニホンジカやニホンザルの第3次特定鳥獣保護管理計画の改定、あるいは県の方の鳥獣保護事業計画の改定とかたくさん議案がございまして、この部会の委員の皆様にはこれからいろいろ御指導を仰がなくてはならないと思いますが、どうぞよろしくお願いいたしますと存じます。

本日議題となっておりますのは、知事から諮問がございました「平成23年度ニホンジカの狩猟について」ということで御審議をお願いするものですが、これは7月14日に開催した私が会長を務めております千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）検討会において検討した結果でございます。もう既に何年かにわたり、狩猟も一つの方法に含めてニホンジカの個体数管理というものを進めておるわけでございますが、本年度（平成23年度）のニホンジカの狩猟の方針について今日お諮りしたいということでございます。

皆様には十分御審議をいただきまして知事に答申したいと考えておりますので、どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたしますと存じます。

簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

司会 ありがとうございます。

3. 千葉県有害鳥獣・三番瀬担当部長あいさつ

司会 続きまして、環境生活部の庄司担当部長から御挨拶を申し上げます。

庄司有害鳥獣・三番瀬担当部長 ただいま御紹介いただきました有害鳥獣を担当しております庄司でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、皆様におかれましては、大変お忙しいところ、また大変蒸しております暑い中、千葉県環境審議会鳥獣部会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から本県の鳥獣保護行政につきまして御指導、御助言をいただき
ており、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

県では、人と野生鳥獣との適切な関係、これがなかなか難しいわけですが、この適切な
関係を構築し、生物多様性が保全された豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくため
に、野生鳥獣の保護と管理とのバランスを図りながら鳥獣行政を進めてまいります。

そうした中、本県の野生鳥獣の状況につきましては、ただいま吉田部会長の御挨拶にも
ございましたが、イノシシをはじめとしてニホンジカ、ニホンザルなどの野生鳥獣による
甚大な農林業被害に加え、アカゲザル、アライグマ、キョンなどの外来種の増加による生
態系への影響などが大きな問題となっております。このため県では、野生鳥獣による農作
物の被害対策を総合的に推進するため、県、市町村、そして関係団体で構成する千葉県野
生鳥獣対策本部を平成 19 年 1 月に設置し、防護、捕獲、資源活用、そして生息環境整備
の四つのプロジェクトを推進しております。

また、早急な対策が必要な特定外来生物、アカゲザル、アライグマ、キョンなどですが、
こういった獣種については、外来生物法に基づく防除実施計画を策定して防除を実施して
いるところでございます。

さて、本日御審議いただく事項ですが、本年度のニホンジカの狩猟（案）について御審
議をお願い申し上げる次第です。

ニホンジカの保護管理につきましては、平成 20 年 4 月に策定した第 2 次千葉県特定鳥
獣保護管理計画に基づき各種施策を実施しておりますが、狩猟を実施するに当たっての規
制内容について御審議をお願いいたしたく諮問させていただいております。詳細につきま
しては後ほど事務局から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

冒頭申し上げましたが、鳥獣行政はバランスの取り方が大変難しいと感じております。
委員の皆様方の変わらぬ御指導、御助言をお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶
とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会 それでは、これより審議をお願いいたします。

部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第 33 条第 7 項の準用規定により部会長が議長
を務めることになっておりますので、吉田部会長をお願いいたします。

吉田部会長 御指名いただきましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議
事の円滑な進行に皆様の御協力をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

本日の議事録は、後日、事務局で作成し、本日御出席の委員の確認、了解を得た上で公
開することになります。

また、議事録ができるまでの間、公開する議事要旨については、事務局で作成し、私、
部会長が了承の上で公開するというので、御了承をお願いしたいと存じます。

4. 議事録署名人の指名

吉田部会長 次に議事録署名人ですが、議事録署名人の指名については議長一任でよろしいで
しょうか。

（「異議なし」の声あり）

吉田部会長　それでは、
 小野田 委員
 中 村 委員
 をお願いしたいと存じます。
 お二人にはどうぞよろしくお願いいたします。

5. 議案審議

議案第1号 平成23年度のニホンジカの狩猟について（案）

吉田部会長　それでは、平成23年8月23日付けで、知事から千葉県環境審議会に諮問があり、当部会に付議されました議案1について、審議をお願いいたします。

議案第1号「平成23年度のニホンジカの狩猟について（案）」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（村井副主幹）　案件に入る前に、ニホンジカをめぐる状況について、お手元の資料に沿って説明いたしますが、その前に、全国の状況等を簡単に説明いたします。

ニホンジカの生息数が全国的に減少したことを受け、国は昭和22年から全国でメスジカの捕獲を禁止しました。

その後、ニホンジカの生息数が増加したため、農業被害や植生等への被害が深刻化したことから、平成19年にメスジカについて捕獲禁止措置を解除し、1人1日1頭までの捕獲制限を設けた上で、オス、メスとも狩猟が可能となりました。

なお、この国によるこの規制は、都道府県の判断により解除することが可能です。

次に県内の状況ですが、千葉県のニホンジカは、房総半島南部に孤立して生息する個体群であり、捕獲による圧力の影響を受けやすく、絶滅の危険性があったため、本県では昭和36年からオスジカの捕獲を禁止しました。

これにより、本県では、国の規制と併せ、性別に関わらずニホンジカの捕獲が禁止となりました。

その後、農林業被害等が深刻化したため、オスジカ、メスジカを含め市町村等による有害鳥獣駆除が実施されてきました。

また、狩猟については、オスジカの捕獲を一部解禁するなど、その時々状況により随時見直しを実施してきたところです。

それでは、お手元にお配りしております表紙に「資料」と書かれたものの1ページ、「1 将来的に維持すべき目標頭数」を御覧ください。

県内のニホンジカは孤立した貴重な個体群でもあることから、平成17年4月に千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を策定し、将来的に維持すべき目標頭数を1,000～1,500頭とし、生息数の調整を図っているところです。

なお、現在、同計画は第2次の計画となっておりますが、平成24年3月31日に計画期間が終了しますので、現在、平成24年4月1日からの第3次の計画の策定準備をしているところです。

同じく1ページの「2 推定分布域」を御覧ください。

平成 21 年度に推定分布域の調査をしたところ、1,301 km²との結果となり、前回の平成 13 年度の調査時に比べ分布域が約 3 倍に拡大していることが確認されました。

ここで資料 7 ページを御覧ください。

平成 13 年度調査の分布域を黒線で示しています。

次に、同じ資料ですが、資料 8 ページを御覧ください。

これから 3 枚ほどですが、平成 21 年度に各農家組合長等に対するアンケート等を実施いたしました。

ニホンジカがいると回答のあった地区を、平成 21 年度の生息域として赤線で示しています。

また、平成 22 年度に、21 年度の生息域の外側、紫色で示した区域内の森林で、アオキの食痕調査を実施しました。

ニホンジカはアオキを好んで食べますが、他の在来の鳥獣は食さないことから、アオキの葉に食べられた痕があるかないかを調べました。

なお、特定外来生物であるキョンも同地域に生息しており、キョンは小型のシカの仲間であり、ニホンジカ同様アオキを食べるのですが、体の大きさを考慮し、地上 1 m 以上に食痕があった場合、ニホンジカの生息を示すものとしませんでした。

食痕が見つかったメッシュは赤色で示し、食痕がなかった場合は斜線で示し、それ以外のメッシュは森林がないことから調査から除外しました。

その結果、平成 21 年度生息域の外側にもニホンジカの生息域が広がっていますが、アオキの食痕がないメッシュも点在しており、ニホンジカが「一様」に生息しているのではなく「まばら」に生息している状況であるため、推定分布域の見直しは行いませんでした。

なお、ニホンジカの北限、南限を明らかにすることはできなかつたので、今年度も引き続き生息域調査を行う予定です。

次に、資料 4 ページの「8 その他」を御覧ください。

生息域の拡大防止についてですが、第 2 次保護管理計画や、前年度実施した作業部会や検討会でも検討していただいたところ、「現実的手法では、ニホンジカの生息域の拡大を止めることや、拡大した地域の個体数をゼロとする手段はなく、生息密度の高い生息域中心部での生息数を低下させ、周辺部へあふれだす個体を少なくすることが現実的」との検討結果でした。

資料の 1 ページに戻っていただき、「3 捕獲数」を御覧ください。

平成 22 年度の捕獲数の合計は、市町等による捕獲が 1,993 頭、県捕獲が 70 頭、狩猟による捕獲が 142 頭の、合計 2,205 頭でした。平成 21 年度に比べ 18.5%増加しました。

なお、県捕獲は、個体数の調整及び効果的な捕獲方法の検証のため昨年度から実施している「野生鹿個体数調整モデル事業」等で捕獲したものです。

捕獲方法は、箱わなとくくりわなを使用しました。

資料 2 ページの捕獲数の推移のグラフを御覧ください。平成 18 年度から 21 年度まで県による捕獲はありませんが、これは、平成 18 年度にニホンザルの県捕獲事業において銃の誤射による死亡事故が発生したため、ニホンジカの県捕獲も中止したためです。

資料 2 ページの「4 推定生息頭数」を御覧ください。

平成 22 年度末の推定生息頭数は、県合計で 6,795 頭でした。

なお、野生獣の推定頭数は誤差を含むものですが、考えやすくするために中位値により結果の評価をしています。

ニホンジカの生息の中心部である既存の生息地内では、捕獲により生息数が現状維持から微減となりましたが、拡大した生息地内の生息数を加算した結果、県内全体の生息数は3.6%増となりました。

資料3 ページの上のグラフを御覧ください。

なお、先ほど説明したとおり、拡大している地域は、ニホンジカがまばらに生息している状況のため、現在用いている推定方法では正確に推定できているかどうか問題がある可能性があることから、今後、推定方法の見直しを検討しているところです。

これが青の線とピンクの線の間にあたります。

同じ3 ページ、「5 農業被害」を御覧ください。

次に、ニホンジカによる農業被害について説明いたします。

生息数の増加及び生息域の拡大が進んでいますが、防護柵の設置や捕獲等の効果もあるものと思われ、被害額は平成12年度以降減少し、平成16年度からは概ね600～700万円台で推移しています。

また、新たに生息が確認された市町内での農業被害報告はありませんでした。

生息頭数は大幅に増加しましたが、新たに拡大した地域は生息密度が低く、農業被害は顕著化していない状況のため、被害金額及び被害面積に生息数の増加の影響は現れていないものと思われま

す。しかし、今後、新たに拡大した地域の生息密度が増えた場合、農業被害が発生・増加してくる可能性があります。

なお、平成22年度の農業等に対する全加害鳥獣の中でニホンジカの占める位置は、被害金額順位で11番目、被害金額合計に占める割合は1.8%です。

県の実施している生息数調整に係る対策は、資料4 ページの7を御覧ください。

平成23年度のニホンジカ保護管理計画事業として、一つ目として、従来から実施している市町村の実施する捕獲事業に対する補助事業である「野生猿鹿保護管理事業補助金」があります。

二つ目として、本日、御審議をお願いしている案件にあたる「狩猟」の実施があります。

第2次の計画では、安全面とニホンジカ個体群の安定的維持や適正な保護管理に支障を来すことのないよう、銃猟では入猟者承認制度に基づく必要な規制の下に行うこと、網猟、わな猟、銃猟ともできるだけ総量規制を行うこととしており、市町等による捕獲と比べ補助的な位置づけです。

通常の狩猟は狩猟者登録をすれば実施できますが、入猟者承認制度は、それとは別に、知事の事前承認がなければ狩猟者登録だけでは狩猟ができないようにする規制です。具体的には、ニホンジカの銃猟者が特定の市町村に集中しないように、市町村ごとに人数の上限を定める方法で規制を行っています。

三つ目として、県の捕獲事業があります。

これは、先に御説明したように、市町等の捕獲事業及び狩猟による捕獲数は年々増加していますが、生息数を抑えるには至っていないことから、銃以外の安全な方法で、個体数の調整及び効果的な捕獲方法の検証のため実施することとした事業です。

同じ4ページの「6 平成22年度ニホンジカ猟の状況」を御覧ください。

平成22年度の状況ですが、銃猟は、承認限度数28チームに対し、22チームの申請があり、21チームを承認しました。1猟期1人当たりの捕獲数制限10頭までのところ、各チームの1人当たり捕獲数は0頭から1頭で、上限に達したチームはなく、平均では1人当たり0.3頭でした。

網猟及びわな猟ですが、1猟期1人当たりの捕獲数制限20頭までのところ、網猟で捕獲した狩猟者はいませんでした。わな猟の捕獲数は、1人当たり1頭から5頭で、上限に達した狩猟者はなく、平均では1人当たり2.07頭でした。

以上が資料についての説明です。

それでは、本日の案件である狩猟への必要な規制について説明します。

表紙に「議案」と書かれたものの1ページ、議案第1号を御覧ください。

平成23年度のニホンジカの狩猟（案）についてです。

内容については、3ページ、別添を御覧ください。

内容については平成22年度と同様です。

網猟及びわな猟は、国による捕獲規制「1日1人1頭まで」を解除し、千葉県独自の捕獲規制として「1人1猟期20頭まで」とする規制を行い、県内全域を対象にニホンジカの網猟及びわな猟を実施したいということです。

銃猟については、知事の事前承認制により場所、人数等の必要な規制を行いたいと考えています。

具体的な内容は、一旦、県内全域のニホンジカの銃猟を禁止し、この表に示しているニホンジカが主に生息する市町で入猟者承認制度に基づき市町を単位とする場所及び人数制限を行うとともに、1人1猟期10頭までとする捕獲規制を行った上で、10名から20名までを1チームとするニホンジカの銃猟を行うものです。

2ページを御覧ください。

根拠法令は、国の規制解除が「鳥獣保護法第14条第3項による捕獲禁止等の一部解除について」に当たり、県が定める規制案が「同法第12条第2項による捕獲禁止及び制限、同法第3項による狩猟の事前承認」に当たります。

その期間ですが、平成23年11月15日から平成24年2月15日までです。

理由ですが、本県では、平成20年度に第2次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を公聴会、千葉県環境審議会等を経て策定したところですが、同計画の中で、「狩猟を効果的かつ安全に機能させるため、網猟・わな猟は全県域で解禁（国の規制解除）、銃猟は入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で解禁（国の規制解除）し、できるだけ捕獲数の総量規制が可能となる措置を講ずる。狩猟の規制内容は、毎年度の実施状況を踏まえて検討する。」となっています。このため、本年度も平成23年7月14日に開催した千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）検討会の検討を経て採決され、平成23年8月10日に開催した公聴会ですべての利害関係人の方々から「賛成」との意見をいただいている、先に説明した別添（案）のとおり、制限を加えた上でニホンジカ猟を実施することとしたい。

また、安全対策の強化のため、引き続き県が主催する講習会の受講を義務づけ、講習受講者が10名以上の承認候補チームの講習受講者を承認することとし、無事故・無違反へ

の指導に努めたいと考えています。

なお、議案について御検討いただいた千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）検討会の委員名簿については資料の 12 ページに、公聴会の利害関係人名簿については資料の 13 ページに付けてありますので、御覧ください。

以上で説明を終わります。

吉田部会長 事務局、説明ありがとうございました。

ニホンジカの状況につきましては、毎年 2,000 頭強を市町の御協力も得て捕獲しておりますので、計画区域では数を抑えることはできているのですが、分布域は広がっているということで、農林業被害の報告はないにしても、これから広がっていくといった懸念もあるという状況の報告がございました。

また、今年度のニホンジカの狩猟に関しては、引き続き入猟者承認制度というものをやっていくということですが、この入猟者承認制度という制度自体、私も鳥獣保護法が改正されるときに参考人で行って話をしたので覚えているのですが、標高が低くて山の奥のほうに行っても人家があるという本県の特色を説明してこの法律の中に盛り込まれたという経緯がございまして、安全というものを考慮しながらやるというやり方で、現在のところ事故もなくある一定の成果を得ているということでございます。この点について今日お諮りしたいということですが、委員の皆様から御質問はございませんか。

小野田委員 ちょっとピンぼけの話になるかもわかりませんが、千葉県で大型哺乳類というと、ニホンジカと、サルと、それから今はイノシシという話になるのでしょうかけれども、これは貴重な野生種だという話だと思いますが、イノシシの被害が今すごいですね。

これは部会長の話をお聞きしたいのですが、イノシシは別に捕獲制限はかかっていないで、狩猟鳥獣だから狩猟期間中に相当数捕獲されているのだろう、そのほかにも有害鳥獣駆除での捕獲もなされているのだろうとイノシシについては思うのですが、狩猟圧なり捕獲圧という話で生息頭数を抑制するということに対して、シカは、狩猟圧とか捕獲によつての抵抗力といいますか、増殖数も含めてイノシシと比べると随分違うのかもわからないけれども、これだけ増えてくると、シカそのものを狩猟鳥獣からはずしているという規制を行っているわけですが、これ、例えば 1 回、狩猟期間中に捕獲の制限を全部はずしちゃったら、先生、シカというのはあつという間に減っちゃうものなんではなかね。

吉田部会長 まず、事務局からお答えいただけますでしょうか。

事務局（村井副主幹） 狩猟者がニホンジカを獲ってどうかということですが、仮に銃猟すべてニホンジカでできるようにしたとしても、最近はこういった規制をかけているのですが、当初、この規制を徐々に緩めてきた段階では、ニホンジカの狩猟に対してはやりたい人も結構多かったのですが、各地でニホンジカが増えていくということもあるし、特に味のいい北海道のエゾジカも増えておりますので、そっちのほうに人気があるということで、こういった抽選制度にしておりますが、たまたま昨年度は数が 1 チーム多い市町村にあたってしまったので落選したチームがありましたけれども、こちらが定めている上限にほとんど満たない市町村が多いというので、狩猟者がニホンジカを好んで獲るという状況ではあまりないのではないかと。主に千葉県の場合はイノシシの数のほうが多いので、通常の銃猟の大物を狙う方は、最近ではイノシシをメインに獲っていると聞いております。なので、仮に御質問があった全部をはずしてどうかということになると、それほど多くは獲れないの

かなという気がするので、現時点で減るかどうかというのは断言はできませんが、すぐに減っていなくなってしまうというものではないのではないかとこの感触はあります。

ただ、この制度自体が、そういった数のコントロールという意味もあるのですが、狩猟者自身をコントロールするという安全面もかなり大きなウエートを占めておまして、実際にこういった規制をしておりますが、被害を受けている市町村の方々の意見を伺うと、「引き続きやってほしい」という御意見が多いので、ニホンジカの個体数の調整とともに、安全ということ、この二つを両天秤にかけて考えていかないとはいけないかとは思っております。

吉田部会長　私の考え方ですが、資料を開いたところ、「将来的に維持すべき目標個体数」と書いてある1ページ、1000～1,500を切るぐらいになってきたときに非常に強い捕獲圧をつけた場合には、房総半島からいなくなるほど減ってしまうという可能性はなきにしもあらずですが、資料の2ページにございますように、現在の推定数は、今までの生息地内、計画範囲のようなどころでは大体5,500頭くらい、それ以外も含めて6,795、このぐらいの数ですので、実際、捕獲圧をかけたからといってすぐ絶滅する数ではないのですが、今、入猟者承認制度をとっているというのは、事務局からも説明がありましたように、シカを守るというよりは、どちらかという狩猟者同士が間違えて撃ってしまわないという安全性、あるいは山の奥のほうにも人家がありますので、地元あるいは地域の猟友会などからの要望、御意見もございまして、ある程度安全が保てるような、そういうやり方をしようということでこれが始まったということにして、小野田委員へのお答えになるかどうかわかりませんが、現在のところはそういった規制をかけているのは、シカを絶滅させないというよりは、安全のためであるということでございます。

小野田委員　保護しつつ管理するという野生動物の管理の難しさというのは当然あると思いますが、私は林業のほうですから、被害を受けている分野の人間としては、シカを決して敵対視して見ているわけではなくて、苗木にネットを被せるなりして、防除というか予防を図っているという努力は、例えばの話、被害者側もやっています。一方では、被害を与える原因になっている野生鳥獣については、場合によれば、適正なコントロールという話でもって今のままでずっと行く話がいい方法なのかどうかということについては、先ほども言われましたが、安全性の問題とか、いま猟友会長さんもおいでになってはいますが、そういういろいろの面でおやりになっていたとしても、生息頭数をある程度一時的にでも相当数減らすという方法がもっとあってもいいんじゃないかと思えます。今の段階では、こういうことでもってやっておられるということは、行政のほうもいろいろお考えになっているところでしょうから、私は本件についてはこの原案どおりで賛成させていただきたいと思えます。

吉田部会長　ほかに御質問、御意見はございますか。

中村委員　資料の3ページ、「5 農業被害」です。12年度以降、減少ということですね。防護柵の設置等あるいは捕獲で効果を上げられているということで、その御尽力に対しまして敬意を表する次第でございます。

いずれにしても、今後、生育密度の増加によってはどういう被害が拡大する可能性もあるということですが、今日の議案の内容を措置することによって、被害が増加する可能性があるのではなくて、被害を減少させる方向にもう少し力強く行っていただければと思い

ます。

今日の資料の中では、被害品目という資料はないですかね。ニホンジカによる農業被害の品目の資料はないかなと思っているものですから。品目と、今日の議題によって、拡大する懸念があるというのではなくて、可能性が少なくなるのだ、仕事の一環としてこれを抑えていくという、もう少し積極論があってもいいのかな。バランスが難しいという話がありましたけれども。いずれにしても、品目のところを教えてくださいと思います。

吉田部会長 その品目について、質問があった点について、事務局からお答えをお願いします。

事務局（村井副主幹） 品目については、千葉県のカシノの場合、農業被害のほとんどが水稲被害になります。その次に野菜類、次に林産物と続きます。主な被害は水稲になります。

それと、積極的な対策という御指摘ですが、この2次計画を立てたときには、先ほど説明した生息域の市町村だけに生息していると考えていましたので、そこを対象区域としておりました。現在、こういった拡大という状況を踏まえて、次期の計画である3次計画の策定準備を今、しているところですが、それら拡大した市町村をその計画の中に含めて、何らかの捕獲、どういう対策かというのは具体的に計画の中で位置づけていくわけですが、計画区域を広げてそういった区域での対策について検討をしていきたいと考えております。

吉田部会長 中村委員、よろしいでしょうか。

中村委員 はい。

吉田部会長 拡大の部分につきましては、今、第3次計画を私も加わって検討中でございますので、また部会のほうにお諮りすることになるかと思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

ほかに委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

岡委員 直接の質問ではないのですが、野生動物が利用できる南房総エリアの環境収容力は、おそらく飽和はしていないと思います。例えばシカに、人間による間引きが強度に起きた場合、次にその環境を利用する野生動物が出ることがよく知られています。もしシカを今の推定生息数の約7,000から1,000~1,500頭に抑えた場合、環境収容力の大きな穴を埋める獣類はどのようなものが想定されるのでしょうか。もしわかっていたら、そのあたりのことを教えてください。

事務局（村井副主幹） そういった生態的な調査はしておりませんが、大体ニホンジカの生息域に重複する形で現在キョンが生息しております。同じシカの仲間ですし、アオキを好むものについても一部重複しております。現在は、両方とも数が全体的に増えているので、まだ、競合関係にあるかどうかまで……。言われたとおり環境収容力にはまだ達していないと思いますが、仮にニホンジカが減少した場合には、キョンがその穴を埋める形でさらに勢力を伸ばしていく可能性はあるかとは思いますが。ただ、キョンも、別の形ですが、全頭捕獲に向けて、現在、県のほうで努力をしているところです。

吉田部会長 岡委員の質問はお答えするのは非常に難しいのですが、確かに環境収容力もぎりぎりというほどにはなっていない。環境収容力ぎりぎりというのは、現在見られているような平方キロメートル当たり10頭なんていうものではなくて、20頭とか30頭とかそのくらいのもので、そこまでは行ってないと思います。そこまで行ってしまったら、本当に林床は全くなくなって、いろいろ植えた木も含めて皮も食べられてしまうという状況に

までになってしまうと思うのですが、そこまでは行っていない。でも、例えば道路の縁の林縁部みたいなところは普通の林内よりは餌が多いという状況になって、そういうところで収容力を増やしていくとか、海岸のあたりでマテバシイとかドングリなどがあるようなところは、シカだけでなくキョンなども含めほかの動物の餌も増えているというか多い場所もあるという状況の中で、シカを減らした場合ほかのものが増えてくるか、そこまでまだ十分な研究は進んでいないと思いますが、そういった草食性の動物、イノシシとかキョンとの関係は当然出てくるとは思います。必ずしも、シカを減らしたからほかの動物が絶対増えてくるということもなかなか難しい。はっきりとそこまでは言い切れないところでございまして。とりあえずはシカについて、農林業等あるいは生態系等に著しい影響が出ないレベルに抑えていくということをやりながらモニタリングしていくというところかなと思っております。

鈴木委員 シカの捕獲を実施しているわけですが、一例を挙げれば、昨日も、大日本猟友会の会議がございました。その中で、北海道のシカの捕獲の件について北海道の会長さんから話がありました。昨年、約 10 万頭を捕獲したそうです。今年は 15 万頭をぜひとも獲っていただきたいというようなこととありますが、なかなかそれも、昨年が 10 万頭で 5 万頭を増やすということも至難の技だと、そのようなことも話されております。

今、この表を見ますと、平成 22 年度の捕獲頭数が最終的には約 345 頭増えているわけですね。しかし、推定生息数を見ますと、県内合計で約 6,700 頭で、237 頭増えてきちゃっているということになるんですかね、単純計算では。

事務局（村井副主幹） ここ 1、2 年の増加ですが、一つの個体群が生まれる数が増えてこれだけ増えたというのではなくて、調査をしていって、今まで生息していないと考えられていたところで生息が推定されるので、今まで考えられてなかった周りの数を推定して上乗せしていったため、こうやって増えていくというイメージになります。

鈴木委員 そうしますと、北海道の例のように思い切った捕獲の体制を整えないでいますと、1,000 頭、1,500 頭が県内の目標ですよという目標値に達するには何年かかるのかな、これは未来永劫その頭数には達しないのかなというような考えも私はありますし。

この被害の額の表が 11 ページにありますね。平成 20 年が被害金額が 1,400 万円、被害面積が 23.1ha。平成 22 年度の被害金額が 660 万円、被害面積が約 16ha ということになります。この平成 20 年度の被害金額、被害面積、それと平成 22 年度の被害金額、被害面積をいろいろと考えますと、被害面積が減っている割には金額が増えているというような感じも受けるのですね。平成 21 年が 19ha で 750 万円ですから。被害面積の割には被害金額がだんだんと増えてきているような感じも受けます。その辺の説明をお願いしたいのですが。平成 22 年度の 1,400 万円から平成 22 年度の 660 万円まで下がってきたその原因はどこにあるのか。

事務局（村井副主幹） 被害金額と被害面積については、農林部のほうで市町村を經由して調査しておりますが、基本的には農家の方々へのアンケートで出しておりますので、正確な数字を反映しているかどうかはちょっとわからないところです。ただ、検討会を毎年開いております、その中で農家の代表として安房の組合長さんが参加されておりますが、近年ですと、こういった数のデコボコが多少ありますが、ニホンジカに起因する被害が増えているという感じはしないというようなお話もありますので。ニホンジカの被害が増えて

いないというような感じを、こちらのほうで認識はしております。この 600 万円から 700 万円台の中を推移しているという感じで受けとめております。

鈴木委員 私も狩猟をしております、猟場に行きますと、休耕している畑とか田んぼが平成 20 年から比べればすごい面積で増えているわけです。それは放棄しているわけで、面積とか被害金額に換算していないと思うんですよ。被害を被ったから放棄しましたよというその被害面積、金額を換算してここに提示してもらえれば、千葉県のシカの被害というものが大まかに出てくるのではないかと、そのように今感じております。

吉田部会長 被害を受けたから休耕したのか、高齢化したから休耕したのか、全部識別しにくいところがあって難しいかもしれませんが、そういった理由ももちろん含まれているということですね。

岡委員 先ほど、被害品目が 1 位が水稲で 2 位が野菜、あとは林業とおっしゃったのですが、水稲と野菜の比率は大まかにわかりますか。

事務局（村井副主幹） 表示しておりませんが、6、7割ぐらいが水稲ではなかったかと思えます。

岡委員 その水稲農家は大変だろうと思いますけれども、電柵などで防除して営農していらっしゃる農家の方々はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

事務局（村井副主幹） 戸数はわからないのですが、電気柵というのですか防護柵の設置は、毎年かなりの数伸びております。ただ、最近ではイノシシが拡大しておりますので、イノシシの対策を主眼としたものだと思われそうですが、平成 20 年度から国の交付金制度ができましたので、20 年度を境にかなり延長は伸びております。

岡委員 水稲被害の発生時期は、わかりますか。

事務局（村井副主幹） 基本的には、田植えした時期と、あとは実がなる刈入れの時期の二つです。電気柵は設置してあって、その時期に電気を入れるというのが一般的ではないかと思えます。また、市町村から聞いた話ですと、そのときにたまたま電気を入れ忘れてしまうと、田植えのときに食べられてしまったとか、そういった被害もあるとは聞いております。なので、設置して適切な管理をしていないと効果的な対策にはならないということだと思えます。

岡委員 そうすると、5 ヶ月ぐらいのうち重点的に 1 ヶ月とか 2 ヶ月の間に被害が発生する、それ以外の間は水稲では被害が出にくいということなんですか。

事務局（村井副主幹） あまりないと思えます。

岡委員 わかりました。

鈴木委員 率直な発言になると思いますがけれども、猟期が終わりますとシカが増えてくるといいう話が地元から大分出てくるのですね。狩猟をしますと保護区へ逃げて行ってしまって、音がしなくなって危険を感じないと一斉に出てきてしまう。そういうこともありますので、その辺のところも考えないと、今後、目標に達するにはかなり難しいのではないかと。前回、調査捕獲を県でやりました。我々県猟の会が事故を起こしてしまって頓挫してしまったのですが、その後いろいろと被害が出て、指標というようなことで取り組んでまいったわけですが、このチームですと一斉に捕獲をしませんので、足がありますので、今日やったら、やってないところを感知してそちらに逃げて行ってしまいます。追いかけてっこをしているような状況。これは適正頭数に達するには、前回の調査捕獲と同じような方法を。県下一斉に、

このチームとこのチームは何時から何時に一斉にやっってくださいよと、そのような方法もとって安全面をしっかりと確保しながら行うことも考えていただきたい。せっかくチームに入って一生懸命努力しても、なかなか成果が上がらないと意欲が減退してしまうということも一つございますので、その辺のところを県のほうでもお考えいただきたいというお願いでございます。

吉田部会長　鈴木委員からの御意見は、以前県で捕獲をやっていたような形での一斉捕獲というものが必要ではないかと。全体的に生息頭数のレベルが高いということが周辺への分布拡大ということにもつながっているという御指摘かと思えます。御承知のとおり、事故が起きてから、県の捕獲では銃は使わないというやり方でやっているわけでございます。一時的に頭数を減らすという場合でも、県内の状況を知らない狩猟者に一斉に撃つただくということはちょっと難しいと思えますので、そういった意味で安全を確保しつつやらなければいけないという中でこれから考えていかななくてはならない課題だと思っております。

鈴木委員　今、原発で放射能の問題がいろいろ話題になっています。宮城県のほうでイノシシの肉から放射能が検出されたということで、1,200 ベクレルとかいう話がございまして。そうしますと、獲ってもその処分に困りますよね。千葉県はどういうあれをしてくれるのか。先ほどもお話ししましたが、北海道のほうで10万頭。50kgで10万頭といいますと、えらい物量になりますね。今回15万頭といいますと、処分をどうするのかなというようなことで、大変悩んでいるような状況であります。例えば今回シカを獲ったとき、これはどう処分するのか。焼却というような従来の方法では考えられないような状況にならざるを得ないのかなという感じもしますので、その辺のところも、「大丈夫ですよ」というお墨付きをいただければ、皆さんも処分も処理もすると思えますので、その辺の対策も考えていただきたい。

吉田部会長　県のほうで、野生動物の肉に対する放射能汚染の問題は何か情報はございますか。

庄司有害鳥獣・三番瀬担当部長　ただいま鈴木委員からお話がありました宮城県において野生のイノシシからセシウムが出たという情報は新聞等で承知していますが、それでは本県で野生鳥獣の肉をどういうふうにしていくのかということについては、まだ、こういうふうにしようというものを持っていないのが実情でございます。国等の動向をよく見極めまして、それに従ってやっていかなければいけないと考えております。

岡委員　今の鈴木委員の話と関連します。今、国の動向を見ながらというお話ですが、県独自に、野生鳥獣の放射能汚染データは、ランダムサンプリングでいいのです。取る姿勢を示していただきたいと私は思います。イノシシに関しても、ニホンジカに関してもデータを残していただきたい。

私は東葛地区から来ておりますが、近くに手賀沼があります。数日前の環境審議会本会で手賀沼の昨年度の水質分析の報告がされましたが、その中に3月に起こった原発放射能汚染事故による水質汚染の報告はあがっておりません。手賀沼の周辺は、汚染のホットスポットを集水域に持つ大堀川などが、手賀沼に流れ込んで、沈殿池状態におそくなっているのだろーと思えます。底泥と水質に対して、幾つかの代表的な放射線の核種の検査をしていただきたい。

というのは、手賀沼に3,000羽ほどのカモがまいます。魚食性もおりますし、草食性

もおりますし、プランクトン食のものもいる。湖沼の食物連鎖の中で、放射性物質を体内に取り込んで北の大地に帰っていくわけですが、動物の移動による放射性物質の出入りというか、拡散が今後どうなっていくのかも注目していくべきだと思います。手賀沼、印旛沼の集水域でも、今までの環境放射線値よりも3倍から1桁ほども多くなっていることが考えられますので、長期のサーベイランスが必要だと考えております。今年度の補正予算あるいは来年度予算に盛り込みを考慮いただきたいと思います。

吉田部会長　　ありがとうございました。

ほかに御意見ございますか。

ございませんようでしたら、第1号議案についてお諮りしたいと思います。

議案第1号「平成23年度のニホンジカの狩猟について」、原案どおり了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田部会長　　御異議ないものと認め、原案どおり了承することにいたします。

本日の議題はこの第1号議案だけです。以上で審議事項を終了いたします。

6. その他

吉田部会長　　次に、次第に「その他」とありますが、事務局から何かございますか。

玉井自然保護課長　　今後の鳥獣部会の開催予定についてお知らせいたします。

吉田部会長からの御挨拶等にもございましたように、今年度はあと三つ案件を用意しております。一つ目は本県の鳥獣保護行政の基本となる第11次鳥獣保護事業計画、二つ目はニホンジカの第3次特定鳥獣保護管理計画、三つ目はニホンザルの第3次特定鳥獣保護管理計画でございます。この三つの計画はいずれも今年度末で計画期間が終了というもので、来年度からの新しい計画について今後御審議をお願いするものでございます。

開催時期は年明けになろうかと思っております。その際はどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

吉田部会長　　ただいまの説明について、何か御質問はございますか。あるいはそれ以外でも結構ですが。

よろしいですか。

今回の鳥獣部会はやることがいっぱいございまして、皆様には、今年度、鳥獣部会をやっていただくことで御指導をいただくことがたくさんあるのですが、何とぞよろしくお願いしたいと存じます。

本日の審議結果につきましては、環境審議会運営規程第6条の規定により、当審議会の会長の同意を得た上で審議会の議決として知事に答申されることとなります。

以上ですべての議事を終了いたします。御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

司会　　吉田部会長、どうもありがとうございました。委員の皆様には、本日はお忙しい中を御出席いただき、また長時間にわたり御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

先ほど署名人として指名された小野田委員と中村委員におかれましては、後日、議事録

ができ上がりましたら署名をいただきに参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

7. 閉 会

司会 以上で、本日の千葉県環境審議会鳥獣部会を閉会といたします。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

— 以上 —